



# 宮崎県公報

平成19年9月30日(日曜日)号外第103号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規則

○政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(秘書広報課) 1

○公有財産取扱規則の一部を改正する規則……………(総務課) 1  
○退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務事務センター) 2

### 県議会告示

○宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示…………… 3

## 規則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第六十六号

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための宮崎県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年宮崎県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「(限る。)」の下に「、金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記様式第一号4中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、  
「<sup>③</sup>郵便貯金  
郵便貯金の総額 円」を削り、  
(注) 通常郵便貯金を除く。

同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同様式中6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

別記様式第二号4中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯金」に改め、  
「<sup>③</sup>郵便貯金  
郵便貯金の総額 円」を削り、  
(注) 通常郵便貯金を除く。

同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同様式中6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号4及び別記様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第六十七号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則(昭和三十九年宮崎県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第五条第八号を次のように改める。

八 公有財産の貸付け(使用期間が一月以内の貸付け、及び電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る貸付けを除く。第十号において同じ。)をし、若しくはこれに私権を設定し又は普通財産を売り払い、譲与し、若しくは出資の目的としようとするとき。

第五条第十号中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第十四条の見出し中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第一項中「普通財産を」を「公有財産を」に、「普通財産借受申請書」を「公有財産借受申請書」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「普通財産を」を「公有財産を」に、「普通財産貸付通知書」を「公有財産貸付通知書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 部局の長は、行政財産の貸付けに当たっては、当該行政財産の貸付期間内における公用又は公共用に供せられる予定の有無を確認し、その予定のない場合に限り、これを貸し付けることができる。

第十五条の見出し及び同条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第十六条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同項に次の一号を加える。

三 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)に基づく消費税相当額及び地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)に基づく地方消費税相当額

第十六条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、公有財産の貸付料の標準年額は、入札によつて決定することができる。この場合において、宮崎県財

務規則第二百二十二条第一項に規定する予定価格は、前項の規定により算出された標準年額とする。

第十七条中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十一 貸付料の返還に関すること。

第十八条の見出しを「(貸付けに係る債権の保全)」に改め、同条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第三項中「普通財産の」を「公有財産の」に、「普通財産借受人(連帯保証人)住所氏名変更届書」を「公有財産借受人(連帯保証人)住所氏名変更届」に改め、同条に次の一項を加える。

4 貸付けに係る債権の保全が連帯保証人の保証では十分でない場合又は連帯保証人の保証が受けられない場合は、公有財産の借受人に対し、貸付けに係る債権の保全に十分な担保の提供を求めなければならない。

第十九条の見出し中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条中「普通財産の」を「公有財産の」に、「普通財産借受期間延長(更新)申請書」を「公有財産借受期間延長(更新)申請書」に改める。

第二十条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第三項中「普通財産」を「公有財産」に改め、「ただし」の下に、「普通財産について」を加える。

第二十一条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第二十二条の見出しを「(公有財産貸付台帳)」に改め、同条中「普通財産貸付台帳」を「公有財産貸付台帳」に改める。

第二十三条の見出し中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条中「普通財産の」を「公有財産の」に、「普通財産返還届」を「借受公有財産返還届」に改める。

第三十五条第三号を次のように改める。

二 法第二百二十八条の四第三項の規定による行政財産の貸付け又はこれに対する私権の設定で次に掲げるものをしようとするとき。

ア 一件の面積が千平方メートルを超える土地の貸付け(使用期間が一月以内のものを除く。)又はこれに対する私権の設定

イ 一件の延面積が五百平方メートルを超える建物の貸付け(使用期間が一月以内のものを除く。)

別表部局の長の項第五号中「普通財産」を「公有財産」に改める。別記様式第一号中

「(3) 種類(種別) (3) 分類  
(4) 面積(数量) を (4) 種類(種別)  
(5) 面積(数量)」

に改める。

別記様式第四号の二中

「(2) 所在地 を (2) 所在地  
(3) 分類」

に改める。

別記様式第四号の三中

「(2) 所在地 を (2) 所在地  
(3) 分類」

に改める。

別記様式第五号(その四)中

「

2 公有財産管理定期報告書

(1) 行政財産使用許可明細書

Table with 8 columns: 財産の名称, 種類, 種別, 地目, 面積, 使用者の住所、氏名, 使用許可年月日及び指番号, 使用許可期間, 使用料, 使用許可の目的

(2) 普通財産貸付け

Table with 8 columns: 財産の名称, 種類, 種別, 地目, 面積, 借受者の住所、氏名, 貸付年月日, 貸付期間, 貸付料, 貸付けの目的

(3) 借受財産

Table with 8 columns: 借受財産の所在地, 種類, 種別, 地目, 面積, 借受財産の所有者の住所、氏名, 借受年月日, 借受期間, 使用料, 使用許可の目的

を「

2 公有財産管理定期報告書

(1) 行政財産使用許可明細書

Table with 8 columns: 財産の名称, 種類, 種別, 地目, 面積, 使用者の住所、氏名, 使用許可年月日及び指番号, 使用許可期間, 使用料, 使用許可の目的

(2) 行政財産貸付け

Table with 8 columns: 財産の名称, 種類, 種別, 地目, 面積, 借受者の住所、氏名, 貸付年月日, 貸付期間, 貸付料, 貸付けの目的

(3) 普通財産貸付け

Table with 8 columns: 財産の名称, 種類, 種別, 地目, 面積, 借受者の住所、氏名, 貸付年月日, 貸付期間, 貸付料, 貸付けの目的

(4) 借受財産

Table with 8 columns: 借受財産の所在地, 種類, 種別, 地目, 面積, 借受財産の所有者の住所、氏名, 借受年月日, 借受期間, 使用料, 使用許可の目的

に

「(2) 2-(1)に同じ」を「(2) 2-(1)に同じ」に改める。  
(3) 2-(1)に同じ」

別記様式第六号中「普通財産借受申請書」や「公有財産借受申請書」を「普通財産」や「公有財産」に改める。

別記様式第六号の二中「普通財産貸付通知書」や「公有財産貸付通知書」を「普通財産」や「公有財産」に改める。

に、「普通財産貸付台帳」を「公有財産貸付台帳」に改める。

別記様式第七号中「普通財産借受連帯保証人変更届」を「公有財産借受連帯保証人変更届」と、「普通財産借受け」を「公有財産借受け」に改める。

別記様式第八号中

「普通財産<sup>借受</sup>住所氏名変更届書」を「公有財産<sup>借受</sup>住所氏名変更届」と、「普通財産を」を「公有財産を」に改める。

別記様式第九号中「普通財産借受期間(<sup>借受</sup>)申請書」を「公有財産借受期間(<sup>借受</sup>)申請書」と、「普通財産借受け」を「公有財産借受け」に改める。

別記様式第十号(その1)中「借受普通財産の使用目的変更承認申請書」を「借受公有財産の使用目的変更承認申請書」と、「普通財産を」を「公有財産を」に改める。

別記様式第十号(その1)中「借受普通財産の原状変更承認申請書」を「借受公有財産の原状変更承認申請書」と、「普通財産を」を「公有財産を」と、「借受普通財産」を「借受公有財産」に改める。

別記様式第十一号中「普通財産貸付台帳」を「公有財産貸付台帳」と、

「

名称	索引番号	管理主官部局名
----	------	---------

」を「

名称	索引番号	分類	管理主官部局名
----	------	----	---------

」に改める。

別記様式第十二号中「借受普通財産返還届」を「借受公有財産返還届」と、「普通財産を」を「公有財産を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月三十日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第六十八号

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十三年宮崎県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

「第三章 年金の支給期」を「第三章 年金の支給」に改める。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二 条例第十一条の三の規定による年金の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という。)への充当は、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

一 退職年金、通算退職年金及び公務傷病年金(以下「退職年金等」という。)を受ける権利を有する者の死亡を支給事由とする遺族年金及び通算遺族年金(以下この条において「遺族年金等」という。)を受ける権利を有する者が、当該退職年金等を受け権利を有する者の死亡に伴う当該退職年金等の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二 遺族年金等を受け権利を有する者が、同一支給事由に基づく他の遺族年金等を受け権利を有する者の死亡に伴う当該遺族年金等の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成十九年九月三十日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美

宮崎県議会告示第九号

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年宮崎県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号に、「証券取引所」を「金融商品取引所」と、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、「限る。）」の下に、「金銭信託」を加え、同条第三項から第六項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

別記様式第一号4中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯

金」に改め、

③ 郵便貯金
郵便貯金の総額
円

を削り、  
(注) 通常郵便貯金を除く。

同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」と、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同様式中6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

別記様式第二号4中「預金、貯金及び郵便貯金」を「預金及び貯

金」に改め、

③ 郵便貯金
郵便貯金の総額
円

を削り、  
(注) 通常郵便貯金を除く。

同様式5を削り、同様式6中「社債券」を「社債券、金銭信託」と、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改め、同様式中6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。ただし、別記様式第一号4及び別記様式第二号4の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。